

★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！



令和7年10月発行 No.7-12(鶏)

家畜衛生だより

埼玉県川越家畜保健衛生所

電話 : 049-225-4141

(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

FAX : 049-226-9653

Eメール : r254141@pref.saitama.lg.jp

北海道で高病原性鳥インフルエンザ発生！

今季国内初

発生場所	飼養羽数	発生日
北海道白老町	約45.9万羽 (採卵鶏)	10月22日

10月17日には、北海道苫小牧市で回収された死亡野鳥(オオタカ)でも発生しており、国内環境中のウイルス濃度が高まっている状況です。

引き続き、飼養衛生管理の徹底をお願いいたします。特に、「**飼養衛生管理基準の自己点検チェック表**」の7項目を重点的に見直しましょう。



鳥インフルエンザに関する最新情報(農林水産省)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html



10月～来年5月は自己点検実施期間です！

- 期間中は、毎月初めに飼養衛生管理基準の7項目を点検しましょう。
- チェック結果は、**毎月10日まで**に忘れずにご報告をお願いします。
(提出方法)メール、ファックス、電話、eMAFFのいずれか

異状の早期発見・早期通報をお願いします！

- ★ 毎日、健康状態をよく観察してください。
- ★ 死亡羽数の増加、産卵率低下、元気消失など、少しでもいつもと違う様子がみられた場合、すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。

自己点検チェックのポイント

- ①衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等
- ④家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等
- ⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ねずみ及び害虫の駆除

**病原体を持ち込まない！
野生動物を侵入させない！**

★ 屋内で飼養している場合

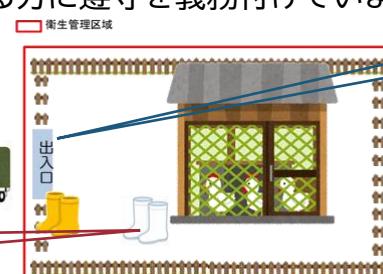
- ・①～③、⑤、⑥はすべて「ー(該当しない)」
- ・④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「○」
- ・⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「○」

★ 屋外(飼育小屋など)で飼育している場合

- ・①④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「○」
- ・②は清潔な衣服および靴を着用していれば「○」
☞野鳥に接するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換または消毒してから世話をしましょう。
- ・③は車の進入がない、またはできない場所で飼育している場合は「ー」
- ・⑤は家きん舎に人が入れない構造(ペットケージ等)で飼育している場合は「ー」、入れる構造の場合は家きん舎の入口で専用靴に履き替える、もしくはシューズカバーを着用している、または靴を消毒しているのであれば「○」
- ・⑥は飼育小屋等に野生動物侵入防止のための措置をしており、適宜点検や修繕を実施していれば「○」
- ・⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「○」

飼養衛生管理基準とは？

家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家きんを1羽以上飼育している方に遵守を義務付けています。特に重要7項目について、点検実施をお願いしています。



点検項目④⑤

点検項目①②③

点検項目⑥⑦